



今月のテーマ 企業版ふるさと納税制度について

個人のふるさと納税については旧Higuchi-Tax News No.58で紹介しておりますが、実は企業版のふるさと納税があることはあまり知られていません。今回は法人が支出した寄付金について地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税を中心に一般的な取り扱いもあわせてご紹介いたします。

1. 一般的な寄付金

(1) 寄付金とは

寄付金とは、金銭や物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与をいいます。拠出金や見舞金といったものは一般的に寄付金に該当すると考えられますが、その実態が取引先などに対する接待等であると認められる場合は交際費として取り扱われることとなります。

(2) 損金算入額

法人が支出した寄付金はその相手先によって損金(=費用)となる金額が定められています。

寄付の相手先	例示	取り扱い
指定寄付金	・国や地方公共団体への寄付 ・日本赤十字社への寄付	全額損金算入
特定公益増進法人等 に対する寄付金	・社会福祉法人への寄付 ・認定NPO法人への寄付	一定の限度額まで 損金算入
一般の寄付金	・政治団体や宗教法人への寄付 ・町内会や神社仏閣への寄付	

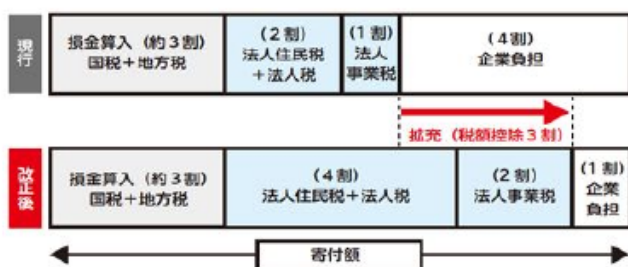
2. 地方創生応援税制

(1) 制度の概要

地方創生応援税制は一般的に企業版ふるさと納税と呼ばれています。法人が地域再生に取り組む自治体に寄付を行った場合、法人税・法人住民税・法人事業税の税額控除を受けることができます。この制度は 2016 年に創設されたものですが、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において税額控除の割合が拡充されるなどの見直しが行われました。

(2) 税額控除割合

改正前は上記 1 (2) の図中にある指定寄付金の損金算入による節税効果を含めて最大約 6 割だった税額控除が、最大約 9 割に引き上げられました。



例) 1,000万円寄附すると、
最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の 4 割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の 20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で 4 割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の 1 割を限度。
(法人税額の 5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の 2 割を税額控除。
(法人事業税額の 20%が上限)

※ 令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する法人の事業年度から適用。

(図は首相官邸HPより)

(3) 注意点

この制度の適用を受けるためには対象事業を行っている自治体で本社所在地以外のところに寄付することが条件となります。対象事業を行っていない自治体に対する寄付金は上記 1 (2) の指定寄付金として損金算入されます。寄付する金額についても個人であれば少額から寄付することができますが、法人の場合は最低 10 万円からの受付となります。また個人のように寄付に対する返礼品は認められておりません。

3. 消費税

消費税は、事業者が事業として行う課税資産の譲渡等に対して課税されます。寄付金は課税資産の譲渡等に該当しないことから課税対象外となるため、仕入税額控除の適用を受けられない点に注意が必要です。